

社会福祉法人曾於市社会福祉協議会 職員採用試験案内

(募集要領)

1 募集職種及び採用人数

雇用形態	職 種	採用人数
正規職員 一般職	① 訪問給食サービス事業 栄養士兼調理員職	1 名
	② 在宅介護サービス事業 看護職	1 名
	③ 在宅介護サービス事業 介護職	1 名
	④ 包括支援センター 主任介護支援専門員	1 名
	⑤ 包括支援センター 介護支援専門員	1 名

2 受付期間

受付期間	令和7年12月5日(金) ～ 令和8年1月26日(月)(必着) ※受付時間は、平日、午前8時30分から午後5時15分まで。
------	--

3 職務内容・資格要件・欠格要件等

項目	職 種	職務内容	資格要件(見込可)
職種 職務内容 資格要件	① 訪問給食サービス事業 栄養士職	栄養管理業務及び 調理業務全般	・ 栄養士
	② 在宅介護サービス事業 看護職	在宅介護サービス事業の 看護業務全般	・ 看護師又は准看護師
	③ 在宅介護サービス事業 介護職	在宅介護サービス事業の 介護業務全般	・ 介護福祉士
	④ 地域包括支援センター 主任介護支援専門員職	主任介護支援専門員及び 包括支援センター業務全般	・ 主任介護支援専門員
	⑤ 地域包括支援センター 介護支援専門員職	介護予防計画等作成担当 業務専門員	・ 介護支援専門員
年 齢	不 問		
その他	普通自動車一種免許(A T 限定可) 必須		
欠格要件	次のいずれかに該当する者は、受験できません ・ 禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わるまで又はその執行を受けることが 無くなるまでの者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その 他の団体を結成し、又はこれに加入した者		

4 試験日程及び審査内容等

区 分	審査日程	審査内容	備 考
一次審査	令和8年 1月27日(火)	応募書類審査 ※事前提出された応募書類 の審査及び選考となります。	※一次審査の結果は、審査決 定翌日に受験者へ結果通知を 発送(投函)します。
二次審査	令和8年 2月8日(日)	面接試験(20分程度) ※個別面接による口述審査	※二次審査の詳細について は、一次審査結果通知の際に お知らせします。

5 試験会場

二次試験 会場	曾於市社会福祉協議会 本所(財部保健福祉センター内) 鹿児島県曾於市財部町南俣504番地1 電話0986-72-0460
------------	---

6 応募手続等

試験案内 申込書等	○直接本会窓口にて応募書類等を受け取る場合 ・本会本所（財部保健福祉センター）、末吉支所（そお生きいき健康センター）、大隅支所（弥五郎伝説の里ふれあい館）の各所窓口で書類等受け取れます。 ○本会ホームページから書類をダウンロードする場合（以下 URL 参照） ・本会ホームページ URL： http://soo-shakyo.or.jp/ の「職員募集」をクリックし、申込書兼履歴書及びエントリーシートをダウンロードして活用してください。
提出書類	① 職員採用試験申込書兼履歴書（本会指定様式） ② 職員採用試験エントリーシート（本会指定様式） ③ 資格要件の資格証の写し ④ その他：ハローワークの紹介状（紹介状をお持ちの場合）
申込書 提出先	〒899-4101 鹿児島県曾於市財部町南俣504番地1 社会福祉法人曾於市社会福祉協議会 総務課長 宛 ※封筒表に「受験申込」と記載してください
その他	・今回の採用試験に係る各種提出書類については、本会職員採用試験の選考のみに利用するものとし、この目的以外での使用は一切いたしません ・提出された書類は、原則返却は致しません

7 合格発表

合格発表日	令和8年2月16日（月）
発表方法	※発表日から約1週間、本会各所窓口に掲示、及びホームページに掲載します。 ※結果通知は、発表当日に受験者宛に発送（投函）します。

8 勤務時間及び給与等について

勤務時間	平日、午前8時30分から午後5時15分までの8時間勤務（昼休憩45分）
休日	原則、土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3） ただし、職種や業務の状況によっては、時間外勤務や休日勤務があります。
給与等	給与等については、本会職員給与規程および就業規則等に基づき支給します。 ① 初任給月額：172,300円～（大卒の見込額） ② 各種手当等：扶養手当、通勤手当、期末手当、資格手当等を該当者に支給 ③ このほか、採用決定後、曾於市外から曾於市内に移住し住宅を借受けた者について、要件を満たした場合は「転居支度金」を支給します。 ※詳しくはハローワークの求人票、または本会ホームページ等をご確認ください。

9 採用年月日・試用期間・勤務地

採用年月日	令和8年4月1日（月）
試用期間	試用期間は、以下のとおり本会就業規則に基づきます。 （試用期間） 第9条 新たに採用された者については、採用の日から6か月間を試用期間とする。 ただし、会長が適当であると認めるときは、この期間を短縮、延長又は設けないことがある。 2 試用期間中又は試用期間満了の際、引続き職員として勤務させることが不適当であると認められる者については、採用を取り消し又は解雇することがある。
勤務地	曾於市内で本所（財部）、末吉支所、大隅支所のいずれか
留意事項	組織内の異動等により、採用時の職務以外に従事することがあります。 本会事業のほか、地域の福祉活動に積極的に参加できる職員を募集します。

10 その他

問い合わせ先 職員採用試験担当 総務課長 電話：0986-72-0460 FAX：0986-72-0425